

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成30年2月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700818 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700239 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 2 月までの標準報酬月額については、26 万円から 28 万円とする。

昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 61 年 10 月から昭和 62 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで

A 社に技術コンサルタントとして勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間①も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。また、請求期間②に係る標準報酬月額が実際に支給された報酬月額より低くなっている。保険料控除が分かる給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録は、離職年月日が昭和 62 年 3 月 30 日となっており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

また、請求者が提出した A 社に係る「昭和 62 年分退職所得の源泉徴収票、特別徴収票」によると、請求者の同社に係る退職年月日が昭和 62 年 3 月 30 日となっており、オンライン記録

と符合していることが確認できる。

さらに、A社は、平成9年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認することができない。

加えて、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者であった同僚に請求者の請求期間①に係る勤務実態について照会したが、回答を得ることができず、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、26万円と記録されているところ、請求者から提出された請求期間②に係る給料支払明細書により、標準報酬月額30万円に見合った厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、請求者から提出された給料袋には、定期代が支給された記載があり、上記給料支払明細書及び当該給料袋により、請求期間②に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は28万円であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び給料袋により確認できる本来の報酬月額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成9年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。